

令和6年度
業務委託仕様書

1 業務名

「中城湾港物流促進事業」に係る業務委託

2 委託期間

契約締結の翌日から令和7年3月14日まで

3 業務委託費

委託額：30,000,000円（消費税込み）以内

4 事業目的

本市に位置する中城湾港新港地区工業団地は、国際物流拠点産業集積計画（令和4年8月沖縄県改正）において、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）に掲げる基本施策として「アジアのダイナリズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積」の実現に向けた「国際物流拠点産業集積地域」の指定を受けており、また、当該工業団地に隣接する中城湾港新港地区は、産業の振興や雇用機会の創出及び産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するための工業用地を整備する等、流通機能と生産機能を併せ持った流通加工港湾として整備が推進されている。

本事業は、当該地区の近年の企業進出及び港湾整備の状況を踏まえて、市内外事業者及び物流関係事業者の物流ニーズを把握し、中城湾港新港地区を活用した新たな物流モデル創出に向けた実証事業を実施することで、市内外事業者の物流効率化を図るとともに、実証事業の成果を当該地区の新たな活用事例として整理・市内外へ周知し、今後の産業振興施策の方向性を検討することを通じて、当該地区の物流促進を図ることを目的とする。

5 実施目標

市内外事業者の新たな物流モデル構築の取組に対して実証実験を実施し、取扱貨物量の増加を図り、中城湾港を活用した新たな物流モデルを創出する。

- ・新規航路実証試験 1件以上
- ・東ふ頭を利用する新たな荷主企業 3件以上

6 事業内容

(1) 事前準備

本業務の実施に先立ち、業務目的及び内容を把握した上で業務計画書を策定し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案するものとする。

(2) 物流モデルのニーズ把握（ヒアリング調査等）

市内外事業者及び物流関係事業者へのアンケート、ヒアリングを行い、新たな物流モデルの創出に向けた物流ニーズを把握・整理する。物流ニーズの把握に際しては、取込みが期待できる貨物品目や貨物量をはじめ、実証事業の実施に係る課題（ハード整備、ソフト支援の必要性）、企業活動等の動向を確認する。

(3) 実証事業の枠組みの整理

過年度事業及び、(2)を踏まえて、中城湾港新港地区の活用状況や今後の利用見込みを踏まえた実証事業の枠組みを整理する。実証事業の事業規模は、20,000,000円以内（消費税込み）を想定。

(4) 実証事業の実施支援

① 事前調整

実証事業の実施にあたり、事前に船会社や協力事業者との打合せを行い、実証期間や運航回数、運航ルート、利用船舶等を決定する。

② 実証事業の実施

実証事業に要する経費について、適正確認の作業を含む委託契約締結に係る関係者調整、実施に必要な環境等の確認・手配を行い、中城湾港新港地区を活用した新たな物流モデル創出に向けた実証事業を実施する。

③ 実証事業の実施支援

多くの事業者が実証事業へ参画する機会が得られるよう、効率的かつ効果的な周知を行う。また、実証事業の実施状況や背後圏の企業集積動向を可視化し、今後のポートセールスに繋げることを目的に、ドローン等小型無人機を活用した写真撮影を行う。

④ 実績整理

事業実績（荷主、品目、荷姿、貨物量、消費燃料等）を整理し、実証事業に要した経費の確定作業を行う。

(5) 実証事業の結果分析・報告

① 事業評価

実証事業終了後に、協力事業者の物流効率化の効果等について、事業実績や事後ヒアリングを基に評価・分析（海陸トータルでの輸送費用と輸送時間の削減、在庫コストの削減、倉庫の回転率の向上、製品の品質保持等）を行うとともに、事業化（継続的な実施）の可能性及び事業化に向けた課題を整理する。なお、事業評価にあたっては、実証事業ごとの整理と実証事業全体の整理を行うものとする。

② 実証事業の結果報告の実施

実証事業の結果について、関係する船社、港運、荷主、フォワダー、行政等に報告及び意見交換を行うための報告会を実施する。実施回数は1回とし、報告会の運営及び必要な資料の作成を行う。運営方法や資料の内容については、調査職員と協議の上決定する。

(6) 新たな物流モデルの創出と施策の方向性の検討

① 物流拠点化に向けた環境整備の必要性検討

物流拠点化を図る上で必要となるハード整備の規模及びソフト支援事業、関係機関の協力体制等の検討を行い、実現に向けたスケジュールを整理する。また、ベースカーゴとして想定される完成自動車や重量貨物等の物流拠点化に向けて、港湾整備の状況を踏まえた施策の方向性を検討する。

② 次年度に向けた検討課題の整理

中城湾港の更なる活用と国際物流拠点化に向けて、令和7年度以降に取り組むべき内容と検討すべき課題を整理する。

(7) 定例工程会議

調査職員と十分な打合せを行うものとし、時期及び回数は、以下のとおりとする。

業務着手時 : 事前協議 1回
中間打合せ時 : 中間報告 1回
報告時 : 最終報告 1回

(8) 成果報告

- ・報告書【本編】 10部（くるみ製本・A4版）
- ・報告書【概要版】 10部（くるみ製本・A4版）
- ・電子データ（CD-R） 2枚（正・副）

7 提案に係る要件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 当該委託事業の実施により得られた企業情報は、原則として委託元であるうるま市に帰属する。
- (2) 事業受託者は、当該委託事業の実施により得られた企業情報を、他に漏らしてはならない。
- (3) 当該委託事業の実施により得られた特許権等の知的財産権は、原則として委託元であるうるま市に帰属する。ただし、次のすべての要件を満たした場合、委託先に帰属させることが出来る。
 - ① 知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、うるま市に報告すること。
 - ② うるま市が公共の利益のために要請する場合、うるま市に対し当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

- ③ 正当な理由なく取得した知的財産権を相当期間活用していない場合、うるま市の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- ④ 委託先が知的財産権に関する事業を実施しなくなった場合、当該知的財産権を事業の目的に従い、うるま市が認める関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

8 経費及び限度額

- (1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。
- (2) 積算の費目は、次のとおりとすること。
 - ① 人件費
 - ・当該事業に従事する者の給与、諸手当、その他これに準ずる経費。
 - ・労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
 - ② 事業費
 - ・報償費（事業を行うために必要な謝金等）
 - ・旅 費（事業活動における移動等）
事業の委託費用内で、必要な場合のみ宿泊費を計上すること。なお、宿泊地は市内の利用を原則とし、市外利用は視察時や必要最低限かつ明らか市外の宿泊が有利になる場合に限ること。
 - ・需用費（消耗品費、印刷製本費等）
必要な消耗品は、市内の事業者から優先的に購入すること。但し、品質や価格等において市外製品が明らかに有利な場合は、その旨を明確にし、調査職員と調整し購入すること。
文書の印刷や製本における経費は、本委託業務の費用に含まれます。可能な限り経費を抑え、効率的な印刷製本を心掛けること。また、これらの作業についても、市内の業者を優先的に利用すること。ただし、印刷・製本の品質、納期等において市外の業者が明らかに有利である場合は、その旨を明確にし、調査職員と調整すること。
 - ・役務費（通信運搬費、手数料等）
 - ・使用料及び賃借料（会場賃借料等）
 - ③ 再委託費
 - ・実証事業費（燃料費、港費、船費、運航費、その他実証事業に必要と認められる費用。実証事業の事業規模は、20,000,000円以内（消費税込み）を想定）。
 - ・その他、委託者との取決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
 - ④ 一般管理費
 - ・直接経費（①人件費＋②事業費）の10%以内とする。
 - ⑤ 消費税、地方消費税

9 委託業務の経理等

- (1) 実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払い等により受託者に支払った委託費に残額が生じた場合は、その差額を返還すること。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、委託費の使途を明確にしておくこと。
- (3) 委託費の支出内訳を証する経理書類を整理して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。また、受託者は、発注者の要求に応じ、上記の経理書類を提供すること。
- (4) 委託料の支払いについては、業務の資金繰りに配慮し、業務委託料の概算払いを行うことができる。

10 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ委託者が認める場合は、これと異なる取扱いをすることができる。

※業務の主たる部分とは、実証事業の結果分析の他、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(2) 再委託の相手方の制限

①本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる範囲業務等の範囲は以下のとおりとする。

①実証事業の実施 ②その他委託者が認めた業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

①その他、簡易な業務

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、委託者と別途協議を行った業務

11 その他

- (1) 受託者は、委託者と綿密な連携をもって業務を遂行しなければならない。
- (2) 本業務の成果物に対する契約不適合責任期間について、引渡しを受けた日から2年とし、隠れた不具合、不良等を発見した場合は速やかに無償で是正しなければならない。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合はうるま市経済産業部産業政策課と協議すること。